

令和2年

第3回市議会定例会 議案第6号

函館市手数料条例の一部改正について

函館市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年9月1日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市手数料条例の一部を改正する条例

函館市手数料条例（平成12年函館市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第12および別表第13を次のように改める。

別表第12（第2条関係）

区	分	単位	金額
1 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）	(1) 次に掲げる認定の申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める者による認定に係る技術的審査（以下この表において「評価機関審査」という。）を受けていないもの ア 住宅の用途のみに供する建築物 登録建築物 エネルギー消費	一の住戸を単位とした認定（以下この表において「住戸単位認定」という。）	申請1件につき 次に掲げる認定の申請に係る一の建築物における住戸の部分の申請対象戸数（当該申請において住戸単位認定の申請の対象とされている住戸の戸数をいう。以下この表において同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住戸単位手数料額」という。） ア 申請対象戸数が1のとき 36,000円 イ 申請対象戸数が2以上5以下のとき 70,000円 ウ 申請対象戸数が6以上10以下のとき 97,000円 エ 申請対象戸数が11以上25以下のとき 136,000円

	<p>性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。イにおいて同じ。）または登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。）</p> <p>イ アに掲げる建築物以外の建築物 登録建築物エネルギー消費性能判定機関</p>			<p>オ 申請対象戸数が26以上50以下のとき 194,000円</p> <p>カ 申請対象戸数が51以上100以下のとき 270,000円</p> <p>キ 申請対象戸数が101以上200以下のとき 370,000円</p> <p>ク 申請対象戸数が201以上300以下のとき 490,000円</p> <p>ケ 申請対象戸数が301以上のとき 570,000円</p>
	<p>共同住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この表において「基準省令」という。）第5条第3項第1号に掲げる住宅に係るものに限る。）（以下この表において「共</p>	<p>申請1件につき</p>		<p>次のアおよびイに掲げる額を合算した額（以下この表において「評価機関未審査共同住宅共用部分評価手数料額」という。）</p> <p>ア 次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 住戸の戸数が2以上5以下のとき 70,000円</p> <p>(イ) 住戸の戸数が6以上10以下のとき 97,000円</p> <p>(ウ) 住戸の戸数が11以上25以下のとき 136,000円</p> <p>(エ) 住戸の戸数が26以上50以下のとき 194,000円</p> <p>(オ) 住戸の戸数が51以上100以下のとき 270,000円</p> <p>(カ) 住戸の戸数が101以上200以下のとき 370,000円</p> <p>(キ) 住戸の戸数が201以上300以下のとき 490,000円</p>

		<p>同住宅単 位共用部 分評価認 定」とい う。)</p>		<p>(ク) 住戸の戸数が 301 以上のとき 570,000円 イ 次に掲げる認定の申 請に係る一の建築物の 共用部分（共同住宅の 用途に供する部分のう ち、住戸の部分以外の 部分をいう。以下この 表において同じ。）の 床面積の合計の区分に 応じ、それぞれ次に定 める額 (ア) 床面積の合計が 300平方メートル以 下のとき 108,000円 (イ) 床面積の合計が 300平方メートルを 超え、2,000平方メ ートル以下のとき 177,000円 (ウ) 床面積の合計が 2,000平方メートル を超え、5,000平方 メートル以下のとき 275,000円 (エ) 床面積の合計が 5,000平方メートル を超え、10,000平方 メートル以下のとき 353,000円 (オ) 床面積の合計が 10,000平方メートル を超え、25,000平方 メートル以下のとき 422,000円 (カ) 床面積の合計が 25,000平方メートル を超えるとき 490,000円</p>
	<p>共同住宅 の用途の みに供す る一の建 築物を単</p>	<p>申請 1件 につ き</p>		<p>次に掲げる認定の申請に 係る一の建築物の住戸の 戸数の区分に応じ、それ ぞれ次に定める額（以下 この表において「評価機</p>

		<p>位とした認定（基準省令第5条第3項第2号に掲げる住宅に係るものに限る。） （以下この表において「共同住宅単位共用部分非評価認定」という。）</p>		<p>関未審査共同住宅共用部分非評価手数料額」という。） ア 住戸の戸数が2以上5以下のとき 70,000円 イ 住戸の戸数が6以上10以下のとき 97,000円 ウ 住戸の戸数が11以上25以下のとき 136,000円 エ 住戸の戸数が26以上50以下のとき 194,000円 オ 住戸の戸数が51以上100以下のとき 270,000円 カ 住戸の戸数が101以上200以下のとき 370,000円 キ 住戸の戸数が201以上300以下のとき 490,000円 ク 住戸の戸数が301以上のとき 570,000円</p>
		<p>住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定（基準省令第1条第1項第1号イに定める基準（以下この表において「標準入力法等」という。）による評価方法によるもの</p>	<p>申請 1件 につき</p>	<p>次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査非住宅標準入力法等手数料額」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 239,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 379,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 538,000円 エ 床面積の合計が</p>

		に限る。) (以下この表において「非住宅建築物単位標準入力法等認定」という。)		<p>5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 659,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 776,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 880,000円</p>
	住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定(基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準(以下この表において「モデル建物法」という。))による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「非住宅建築物単位モデル建物法認定」という。)	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ, それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関未審査非住宅モデル建物法手数料額」という。)	<p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 98,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 156,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 249,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 321,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 383,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき</p>

		440,000円
住宅以外の用途に供する一の建築物（住宅の用途に供する部分があるものに限る。以下この表において「複合住宅建築物」という。）を単位とした認定（標準入力法等による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合住宅単位標準入力法等認定」という。）	申請 1件 につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。アからカまでにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位認定の申請の場合にあっては評価機関未審査住戸単位手数料額とを、共同住宅単位共用部分評価認定の申請の場合にあっては住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関未審査共同住宅共用部分評価手数料額とを、共同住宅単位共用部分非評価認定の申請の場合にあっては評価機関未審査共同住宅共用部分非評価手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査複合住宅標準入力法等手数料額」という。） ア 床面積の合計が 300 平方メートル以下のとき 239,000円 イ 床面積の合計が 300 平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 379,000円 ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 538,000円 エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 659,000円 オ 床面積の合計が

		<p>10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 776,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 880,000円</p>
<p>複合住宅建築物を単位とした認定（モデル建物法による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合住宅単位モデル建物法認定」という。）</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。アからカまでにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位認定の申請の場合にあっては評価機関未審査住戸単位手数料額とを、共同住宅単位共用部分評価認定の申請の場合にあっては住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関未審査共同住宅共用部分評価手数料額とを、共同住宅単位共用部分非評価認定の申請の場合にあっては評価機関未審査共同住宅共用部分非評価手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査複合住宅モデル建物法手数料額」という。）</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 98,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 156,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき</p>

			<p>249,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき</p> <p>321,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき</p> <p>383,000円 カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき</p> <p>440,000円</p>
(2) 評価機関 審査を受けたもの	住戸単位 認定	申請 1件 につ き	<p>次に掲げる認定の申請に係る一の建築物における住戸の部分の申請対象戸数の区分に応じ, それぞれ次に定める額 (以下この表において「評価機関審査済住戸単位手数料額」という。)</p> <p>ア 申請対象戸数が1のとき 7,000円</p> <p>イ 申請対象戸数が2以上5以下のとき 12,000円</p> <p>ウ 申請対象戸数が6以上10以下のとき 18,000円</p> <p>エ 申請対象戸数が11以上25以下のとき 29,000円</p> <p>オ 申請対象戸数が26以上50以下のとき 46,000円</p> <p>カ 申請対象戸数が51以上100以下のとき 80,000円</p> <p>キ 申請対象戸数が101以上200以下のとき 120,000円</p> <p>ク 申請対象戸数が201以上300以下のとき 150,000円</p>



		ケ 申請対象戸数が 301 以上のとき 170,000円
共同住宅 単位共用 部分評価 認定	申請 1 件 につ き	次のアおよびイに掲げる 額を合算した額（以下こ の表において「評価機関 審査済共同住宅共用部分 評価手数料額」という。） ア 次に掲げる認定の申 請に係る一の建築物の 住戸の戸数の区分に応 じ、それぞれ次に定め る額 (ア) 住戸の戸数が 2 以 上 5 以下のとき 12,000円 (イ) 住戸の戸数が 6 以 上 10 以下のとき 18,000円 (ウ) 住戸の戸数が 11 以 上 25 以下のとき 29,000円 (エ) 住戸の戸数が 26 以 上 50 以下のとき 46,000円 (オ) 住戸の戸数が 51 以 上 100 以下のとき 80,000円 (カ) 住戸の戸数が 101 以上 200 以下のとき 120,000円 (キ) 住戸の戸数が 201 以上 300 以下のとき 150,000円 (ク) 住戸の戸数が 301 以上のとき 170,000円 イ 次に掲げる認定の申 請に係る一の建築物の 共用部分の床面積の合 計の区分に応じ、それ ぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が 300 平方メートル以 下のとき 11,000円 (イ) 床面積の合計が

		<p>300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 28,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 80,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 126,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 158,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 190,000円</p>
共同住宅 単位共用 部分非評 価認定	申請 1件 につ き	<p>次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済共同住宅共用部分非評価手数料額」という。）</p> <p>ア 住戸の戸数が2以上5以下のとき 12,000円</p> <p>イ 住戸の戸数が6以上10以下のとき 18,000円</p> <p>ウ 住戸の戸数が11以上25以下のとき 29,000円</p> <p>エ 住戸の戸数が26以上50以下のとき 46,000円</p> <p>オ 住戸の戸数が51以上100以下のとき</p>

		<p>80,000円 カ 住戸の戸数が 101以上 200以下のとき</p> <p>120,000円 キ 住戸の戸数が 201以上 300以下のとき</p> <p>150,000円 ク 住戸の戸数が 301以上のとき</p> <p>170,000円</p>
非住宅建築物単位標準入力法等認定	申請1件につき	<p>次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅標準入力法等手数料額」という。）</p> <p>ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 13,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 30,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 82,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 128,000円</p> <p>オ 床面積の合計が 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 160,000円</p> <p>カ 床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるとき 192,000円</p>
非住宅建築物単位モデル建物法認定	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以

		<p>下この表において「評価機関審査済非住宅モデル建物法手数料額」という。)</p> <p>ア 床面積の合計が 300 平方メートル以下のとき 13,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300 平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 30,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 82,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 128,000円</p> <p>オ 床面積の合計が 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 160,000円</p> <p>カ 床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるとき 192,000円</p>
複合住宅 単位標準 入力法等 認定	申請 1件 につ き	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。アからカまでにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位認定の申請の場合にあっては評価機関審査済住戸単位手数料額とを、共同住宅単位共用部分評価認定の申請の場合にあっては住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関審査済

		<p>共同住宅共用部分評価手数料額とを，共同住宅単位共用部分非評価認定の申請の場合にあつては評価機関審査済共同住宅共用部分非評価手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合住宅標準入力法等手数料額」という。）</p> <p>ア 床面積の合計が 300 平方メートル以下のとき 13,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300 平方メートルを超え，2,000平方メートル以下のとき 30,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え，5,000平方メートル以下のとき 82,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え，10,000平方メートル以下のとき 128,000円</p> <p>オ 床面積の合計が 10,000平方メートルを超え，25,000平方メートル以下のとき 160,000円</p> <p>カ 床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるとき 192,000円</p>
複合住宅 単位モデル 建物法 認定	申請 1件 につ き	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。アからカまでにおいて同じ。）の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額と，住宅の用途に供する部分についての申請が，住戸単位認定の申請の場合に

				<p>あつては評価機関審査済住戸単位手数料額とを、共同住宅単位共用部分評価認定の申請の場合にあつては住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関審査済共同住宅共用部分評価手数料額とを、共同住宅単位共用部分非評価認定の申請の場合にあつては評価機関審査済共同住宅共用部分非評価手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合住宅モデル建物法手数料額」という。）</p> <p>ア 床面積の合計が 300 平方メートル以下のとき 13,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300 平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 30,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 82,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 128,000円</p> <p>オ 床面積の合計が 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 160,000円</p> <p>カ 床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるとき 192,000円</p>
2 法第53条第1項の規定に	(1) 評価機関審査を受けていないも	住戸単位認定	申請1件につ	認定の申請に係る一の建築物について函館市建築基準条例第60条の12第1

基づく低炭素建築物新築等計画の認定（法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る。）

の

	き	項および第2項の規定により確認の申請1件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額（当該認定の申請に係る計画に、同条第1項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあつては、当該昇降機1基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額） （以下この表において「確認申請手数料相当額」という。）と評価機関未審査住戸単位手数料額とを合算した額
共同住宅 単位共用 部分評価 認定	申請 1件 につ き	確認申請手数料相当額と評価機関未審査共同住宅共用部分評価手数料額とを合算した額
共同住宅 単位共用 部分非評 価認定	申請 1件 につ き	確認申請手数料相当額と評価機関未審査共同住宅共用部分非評価手数料額とを合算した額
非住宅建 築物単位 標準入力 法等認定	申請 1件 につ き	確認申請手数料相当額と評価機関未審査非住宅標準入力法等手数料額とを合算した額
非住宅建 築物単位 モデル建 物法認定	申請 1件 につ き	確認申請手数料相当額と評価機関未審査非住宅モデル建物法手数料額とを合算した額
複合住宅 単位標準 入力法等 認定	申請 1件 につ き	確認申請手数料相当額と評価機関未審査複合住宅標準入力法等手数料額とを合算した額
複合住宅 単位モデ ル建物法	申請 1件 につ	確認申請手数料相当額と評価機関未審査複合住宅モデル建物法手数料額と

		認定	き	を合算した額
	(2) 評価機関 審査を受けたもの	住戸単位 認定	申請 1件 につき	確認申請手数料相当額と 評価機関審査済住戸単位 手数料額とを合算した額
		共同住宅 単位共用 部分評価 認定	申請 1件 につき	確認申請手数料相当額と 評価機関審査済共同住宅 共用部分評価手数料額と を合算した額
		共同住宅 単位共用 部分非評 価認定	申請 1件 につき	確認申請手数料相当額と 評価機関審査済共同住宅 共用部分非評価手数料額 とを合算した額
		非住宅建 築物単位 標準入力 法等認定	申請 1件 につき	確認申請手数料相当額と 評価機関審査済非住宅標 準入力法等手数料額とを 合算した額
		非住宅建 築物単位 モデル建 物法認定	申請 1件 につき	確認申請手数料相当額と 評価機関審査済非住宅モ デル建物法手数料額とを 合算した額
		複合住宅 単位標準 入力法等 認定	申請 1件 につき	確認申請手数料相当額と 評価機関審査済複合住宅 標準入力法等手数料額と を合算した額
		複合住宅 単位モデ ル建物法 認定	申請 1件 につき	確認申請手数料相当額と 評価機関審査済複合住宅 モデル建物法手数料額と を合算した額
3 法第55 条第1項 の規定に 基づく認 定を受け た低炭素 建築物新 築等計画 の変更の 認定（同	(1) 評価機関 審査を受け ていないもの	一の住戸 を単位と した変更 の認定（ 以下この 表において「住戸 単位変更 認定」と いう。）	申請 1件 につき	次に掲げる変更の認定の 申請に係る一の建築物に おける住戸の部分の変更 申請対象戸数（当該申請 において住戸単位変更認 定の申請の対象とされて いる住戸の戸数をいう。 以下この表において同じ。） の区分に応じ、それぞれ 次に定める額（以下この



<p>条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出がない場合に限り、建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定を申請する場合を除く。）</p>			<p>表において「評価機関未審査住戸単位変更手数料額」という。）</p> <p>ア 変更申請対象戸数が1のとき 21,000円</p> <p>イ 変更申請対象戸数が2以上5以下のとき 41,000円</p> <p>ウ 変更申請対象戸数が6以上10以下のとき 58,000円</p> <p>エ 変更申請対象戸数が11以上25以下のとき 82,000円</p> <p>オ 変更申請対象戸数が26以上50以下のとき 120,000円</p> <p>カ 変更申請対象戸数が51以上100以下のとき 170,000円</p> <p>キ 変更申請対象戸数が101以上200以下のとき 250,000円</p> <p>ク 変更申請対象戸数が201以上300以下のとき 320,000円</p> <p>ケ 変更申請対象戸数が301以上のとき 370,000円</p>
	<p>共同住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした変更の認定（基準省令第5条第3項第1号に掲げる住宅に係るものに限る。）（以下この表におい</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>次のアおよびイに掲げる額を合算した額（以下この表において「評価機関未審査共同住宅共用部分評価変更手数料額」という。）</p> <p>ア 次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 住戸の戸数が2以上5以下のとき 41,000円</p> <p>(イ) 住戸の戸数が6以上10以下のとき 58,000円</p>

て「共同  
住宅単位  
共用部分  
評価変更  
認定」と  
いう。)

(ウ) 住戸の戸数が11以  
上25以下のとき

82,000円

(エ) 住戸の戸数が26以  
上50以下のとき

120,000円

(オ) 住戸の戸数が51以  
上 100以下のとき

170,000円

(カ) 住戸の戸数が 101  
以上 200以下のとき

250,000円

(キ) 住戸の戸数が 201  
以上 300以下のとき

320,000円

(ク) 住戸の戸数が 301  
以上のとき

370,000円

イ 次に掲げる変更の認  
定の申請に係る一の建  
築物の共用部分の床面  
積の合計の区分に応じ、  
それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が  
300平方メートル以  
下のとき 59,000円

(イ) 床面積の合計が  
300平方メートルを  
超え、 2,000平方メ  
ートル以下のとき

102,000円

(ウ) 床面積の合計が  
2,000平方メートル  
を超え、 5,000平方  
メートル以下のとき

178,000円

(エ) 床面積の合計が  
5,000平方メートル  
を超え、 10,000平方  
メートル以下のとき

239,000円

(オ) 床面積の合計が  
10,000平方メートル  
を超え、 25,000平方  
メートル以下のとき

290,000円

(カ) 床面積の合計が

		25,000平方メートル を超えるとき 340,000円
共同住宅 の用途の みに供す る一の建 築物を単 位とした 変更の認 定（基準 省令第5 条第3項 第2号に 掲げる住 宅に係る ものに限 る。）（ 以下この 表におい て「共同 住宅単位 共用部分 非評価変 更認定」 という。）	申請 1件 につ き	次に掲げる変更の認定の 申請に係る一の建築物の 住戸の戸数の区分に応じ、 それぞれ次に定める額（ 以下この表において「評 価機関未審査共同住宅共 用部分非評価変更手数料 額」という。） ア 住戸の戸数が2以上 5以下のとき 41,000円 イ 住戸の戸数が6以上 10以下のとき 58,000円 ウ 住戸の戸数が11以上 25以下のとき 82,000円 エ 住戸の戸数が26以上 50以下のとき 120,000円 オ 住戸の戸数が51以上 100以下のとき 170,000円 カ 住戸の戸数が101以 上200以下のとき 250,000円 キ 住戸の戸数が201以 上300以下のとき 320,000円 ク 住戸の戸数が301以 上のとき 370,000円
住宅以外 の用途の みに供す る一の建 築物を単 位とした 変更の認 定（標準 入力法等 による評 価方法に	申請 1件 につ き	次に掲げる変更の認定の 申請に係る一の建築物の 床面積の合計の区分に応 じ、それぞれ次に定める 額（以下この表において 「評価機関未審査非住宅 標準入力法等変更手数料 額」という。） ア 床面積の合計が300 平方メートル以下のと き 126,000円

		<p>よるものに限る。)  (以下この表において「非住宅建築物単位標準入力法等変更認定」という。)</p>		<p>イ 床面積の合計が 300 平方メートルを超え、  2,000平方メートル以下のとき 204,000円  ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、  5,000平方メートル以下のとき 311,000円  エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、  10,000平方メートル以下のとき 393,000円  オ 床面積の合計が 10,000平方メートルを超え、  25,000平方メートル以下のとき 468,000円  カ 床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるとき 530,000円</p>
	<p>住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした変更の認定(モデル建物法による評価方法によるものに限る。)  (以下この表において「非住宅建築物単位モデル建物法変更認定」という。)</p>	<p>申請  1件につき</p>		<p>次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関未審査非住宅モデル建物法変更手数料額」という。)  ア 床面積の合計が 300 平方メートル以下のとき 55,000円  イ 床面積の合計が 300 平方メートルを超え、  2,000平方メートル以下のとき 93,000円  ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、  5,000平方メートル以下のとき 165,000円  エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、  10,000平方メー</p>

		<p>トル以下のとき 225,000円</p> <p>オ 床面積の合計が 10,000平方メートルを 超え, 25,000平方メー トル以下のとき 272,000円</p> <p>カ 床面積の合計が 25,000平方メートルを 超えるとき 320,000円</p>
複合住宅 建築物を 単位とし た変更の 認定(標 準入力法 等による 評価方法 によるも のに限る。) (以下こ の表にお いて「複 合住宅単 位標準入 力法等変 更認定」 という。)	申請 1件 につ き	<p>次に掲げる変更の認定の 申請に係る一の建築物の 床面積(住宅の用途に供 する部分の床面積を除く。 アからカまでにおいて同 じ。)の合計の区分に応 じ,それぞれ次に定める 額と,住宅の用途に供す る部分についての申請が, 住戸単位変更認定の申請 の場合にあっては評価機 関未審査住戸単位変更手 数料額とを,共同住宅単 位共用部分評価変更認定 の申請の場合にあっては 住戸の戸数および共用部 分の床面積により算定し た評価機関未審査共同住 宅共用部分評価変更手数 料額とを,共同住宅単位 共用部分非評価変更認定 の申請の場合にあっては 評価機関未審査共同住宅 共用部分非評価変更手数 料額とを合算した額(以 下この表において「評価 機関未審査複合住宅標準 入力法等変更手数料額」 という。)</p> <p>ア 床面積の合計が 300 平方メートル以下のと き 126,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300 平方メートルを超え, 2,000平方メートル以</p>

		<p>下のとき 204,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 311,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 393,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 468,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 530,000円</p>
<p>複合住宅建築物を単位とした変更の認定（モデル建物法による評価方法によるものに限る。） （以下この表において「複合住宅単位モデル建物法変更認定」という。）</p>	<p>申請 1件 につき</p>	<p>次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。アからカまでにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位変更認定の申請の場合にあっては評価機関未審査住戸単位変更手数料額とを、共同住宅単位共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関未審査共同住宅共用部分評価変更手数料額とを、共同住宅単位共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては評価機関未審査共同住宅共用部分非評価変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価</p>

			<p>機関未審査複合住宅モデル建物法変更手数料額」という。)</p> <p>ア 床面積の合計が 300 平方メートル以下のとき 55,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300 平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 93,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 165,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 225,000円</p> <p>オ 床面積の合計が 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 272,000円</p> <p>カ 床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるとき 320,000円</p>
(2) 評価機関審査を受けたもの	住戸単位変更認定	申請1件につき	<p>次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物における住戸の部分の変更申請対象戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済住戸単位変更手数料額」という。)</p> <p>ア 変更申請対象戸数が 1 のとき 7,000円</p> <p>イ 変更申請対象戸数が 2以上5以下のとき 12,000円</p> <p>ウ 変更申請対象戸数が 6以上10以下のとき 18,000円</p> <p>エ 変更申請対象戸数が</p>

			<p>11以上25以下のとき 29,000円</p> <p>オ 変更申請対象戸数が 26以上50以下のとき 46,000円</p> <p>カ 変更申請対象戸数が 51以上 100以下のとき 80,000円</p> <p>キ 変更申請対象戸数が 101以上 200以下のと き 120,000円</p> <p>ク 変更申請対象戸数が 201以上 300以下のと き 150,000円</p> <p>ケ 変更申請対象戸数が 301以上のとき 170,000円</p>
共同住宅 単位共用 部分評価 変更認定	申請 1件 につ き	<p>次のアおよびイに掲げる 額を合算した額（以下こ の表において「評価機関 審査済共同住宅共用部分 評価変更手数料額」とい う。）</p> <p>ア 次に掲げる変更の認 定の申請に係る一の建 築物の住戸の戸数の区 分に応じ、それぞれ次 に定める額</p> <p>(ア) 住戸の戸数が2以 上5以下のとき 12,000円</p> <p>(イ) 住戸の戸数が6以 上10以下のとき 18,000円</p> <p>(ウ) 住戸の戸数が11以 上25以下のとき 29,000円</p> <p>(エ) 住戸の戸数が26以 上50以下のとき 46,000円</p> <p>(オ) 住戸の戸数が51以 上 100以下のとき 80,000円</p> <p>(カ) 住戸の戸数が 101 以上 200以下のとき 120,000円</p>	



		<p>(キ) 住戸の戸数が 201 以上 300以下のとき 150,000円</p> <p>(ク) 住戸の戸数が 301 以上のとき 170,000円</p> <p>イ 次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 11,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 28,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 80,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 126,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 158,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるとき 190,000円</p>
共同住宅 単位共用 部分非評価 変更認定	申請 1件 につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済共同住宅共用部分非評価変更手数料額」という。）

			<p>ア 住戸の戸数が2以上5以下のとき 12,000円</p> <p>イ 住戸の戸数が6以上10以下のとき 18,000円</p> <p>ウ 住戸の戸数が11以上25以下のとき 29,000円</p> <p>エ 住戸の戸数が26以上50以下のとき 46,000円</p> <p>オ 住戸の戸数が51以上100以下のとき 80,000円</p> <p>カ 住戸の戸数が101以上200以下のとき 120,000円</p> <p>キ 住戸の戸数が201以上300以下のとき 150,000円</p> <p>ク 住戸の戸数が301以上のとき 170,000円</p>
非住宅建築物単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅標準入力法等変更手数料額」という。）	<p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 13,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 30,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 82,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メー</p>

		<p>トル以下のとき 128,000円</p> <p>オ 床面積の合計が 10,000平方メートルを 超え, 25,000平方メー トル以下のとき 160,000円</p> <p>カ 床面積の合計が 25,000平方メートルを 超えるとき 192,000円</p>
非住宅建 築物単位 モデル建 物法変更 認定	申請 1件 につ き	<p>次に掲げる変更の認定の 申請に係る一の建築物の 床面積の合計の区分に応 じ, それぞれ次に定める 額 (以下この表において 「評価機関審査済非住宅 モデル建物法変更手数料 額」という。)</p> <p>ア 床面積の合計が 300 平方メートル以下のと き 13,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300 平方メートルを超え, 2,000平方メートル以 下のとき 30,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを 超え, 5,000平方メー トル以下のとき 82,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを 超え, 10,000平方メー トル以下のとき 128,000円</p> <p>オ 床面積の合計が 10,000平方メートルを 超え, 25,000平方メー トル以下のとき 160,000円</p> <p>カ 床面積の合計が 25,000平方メートルを 超えるとき 192,000円</p>
複合住宅	申請	次に掲げる変更の認定の

		<p>単位標準 入力法等 変更認定</p>	<p>1件 につ き</p>	<p>申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。アからカまでにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位変更認定の申請の場合にあつては評価機関審査済住戸単位変更手数料額とを、共同住宅単位共用部分評価変更認定の申請の場合にあつては住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関審査済共同住宅共用部分評価変更手数料額とを、共同住宅単位共用部分非評価変更認定の申請の場合にあつては評価機関審査済共同住宅共用部分非評価変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合住宅標準入力法等変更手数料額」という。）</p> <p>ア 床面積の合計が 300 平方メートル以下のとき 13,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300 平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 30,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 82,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 128,000円</p> <p>オ 床面積の合計が 10,000平方メートルを</p>
--	--	-------------------------------	------------------------	---

			<p>超え，25,000平方メートル以下のとき  160,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき  192,000円</p>
複合住宅 単位モデル 建物法 変更認定	申請 1件 につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。アからカまでにおいて同じ。）の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額と，住宅の用途に供する部分についての申請が，住戸単位変更認定の申請の場合にあっては評価機関審査済住戸単位変更手数料額とを，共同住宅単位共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関審査済共同住宅共用部分評価変更手数料額とを，共同住宅単位共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては評価機関審査済共同住宅共用部分非評価変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合住宅モデル建物法変更手数料額」という。）	<p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき  13,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え，2,000平方メートル以下のとき  30,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え，5,000平方メー</p>

				<p>トル以下のとき 82,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 128,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 160,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 192,000円</p>
<p>4 法第55条第1項の規定に基づく認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更の認定（同条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出がある場合に限り、建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定を申請する場合を除く。）</p>	<p>(1) 評価機関審査を受けていないもの</p>	<p>住戸単位 変更認定</p>	<p>申請 1件 につき</p>	<p>変更の認定の申請に係る一の建築物について函館市建築基準条例第60条の12第1項および第2項の規定により確認の申請1件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額（当該変更の認定の申請に係る計画に、同条第1項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあっては、当該昇降機1基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額）（以下この表において「確認申請変更手数料相当額」という。）と評価機関未審査住戸単位変更手数料額とを合算した額</p>
		<p>共同住宅 単位共用 部分評価 変更認定</p>	<p>申請 1件 につき</p>	<p>確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査共同住宅共用部分評価変更手数料額とを合算した額</p>
		<p>共同住宅 単位共用 部分非評 価変更認</p>	<p>申請 1件 につき</p>	<p>確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査共同住宅共用部分非評価変更手数料額とを合算した額</p>

	定		
	非住宅建築物単位標準入力法等変更認定	申請 1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査非住宅標準入力法等変更手数料額とを合算した額
	非住宅建築物単位モデル建物法変更認定	申請 1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査非住宅モデル建物法変更手数料額とを合算した額
	複合住宅単位標準入力法等変更認定	申請 1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査複合住宅標準入力法等変更手数料額とを合算した額
	複合住宅単位モデル建物法変更認定	申請 1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査複合住宅モデル建物法変更手数料額とを合算した額
(2) 評価機関審査を受けたもの	住戸単位変更認定	申請 1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済住戸単位変更手数料額とを合算した額
	共同住宅単位共用部分評価変更認定	申請 1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済共同住宅共用部分評価変更手数料額とを合算した額
	共同住宅単位共用部分非評価変更認定	申請 1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済共同住宅共用部分非評価変更手数料額とを合算した額
	非住宅建築物単位標準入力法等変更認定	申請 1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済非住宅標準入力法等変更手数料額とを合算した額
	非住宅建築物単位	申請 1件	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済非住

	モデル建 物法変更 認定	につ き	宅モデル建物法変更手 数料額とを合算した額
	複合住宅 単位標準 入力法等 変更認定	申請 1件 につ き	確認申請変更手数料相当 額と評価機関審査済複 合住宅標準入力法等変 更手数料額とを合算した額
	複合住宅 単位モデ ル建物法 変更認定	申請 1件 につ き	確認申請変更手数料相当 額と評価機関審査済複 合住宅モデル建物法変 更手数料額とを合算した額
5	法第55条第1項の規定に基づく認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更の認定（建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定を申請する場合に限る。）	申請 1件 につ き	1,000円

#### 備 考

- 1 同一の建築物に係る認定の申請があった場合において、当該申請がこの表の1（1）の項、1（2）の項、2（1）の項または2（2）の項のそれぞれの項における共同住宅単位共用部分評価認定、共同住宅単位共用部分非評価認定、複合住宅単位標準入力法等認定または複合住宅単位モデル建物法認定と、住戸単位認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における共同住宅単位共用部分評価認定、共同住宅単位共用部分非評価認定、複合住宅単位標準入力法等認定または複合住宅単位モデル建物法認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。
- 2 同一の建築物に係る変更の認定の申請があった場合において、当該申請がこの表の3（1）の項、3（2）の項、4（1）の項または4（2）の項のそれぞれの項における共同住宅単位共用部分評価変更認定、共同住宅単位共用部分非評価変更認定、複合住宅単位標準入力法等変更認定または複合住宅単位モデル建物法変更認定と、住戸単位変更認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における共同住宅単位共用部分評価変更認定、共同住宅単位共用部分非評価変更認定、複合住宅単位標準入力法等変更認定または複合住宅単位モデル建物法変更認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。



別表第13（第2条関係）

区	分	単位	金額
<p>1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この表において「法」という。）第12条第1項または第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この表において「消費性能確保計画」という。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>(1) 消費性能確保計画に係る建築物の用途が、工場、倉庫その他の用途であって、一次エネルギー消費量（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この表において「基準省令」という。）第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。）の算定の対象とならないものとして市長が認めるもの（以下この表において「工場等」という。）以外の用途である場合（基準省令第1条第1項第1号イに定める基準による評価方法によるものに限る。）</p>	<p>消費性能確保計画の提出1件につき</p>	<p>次に掲げる消費性能確保計画に係る一の建築物の床面積（当該消費性能確保計画に係る特定建築行為が増築または改築である場合にあっては、当該増築または改築に係る部分の床面積に限る。以下この1（1）の項から1（4）の項までにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 210,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 338,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 482,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 593,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 700,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 798,000円</p>
	<p>(2) 消費性能確保計画に係る建築物の用途が工場等以外の用途である場合（基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準による評価方法によるものに限る。）</p>	<p>消費性能確保計画の提出1件につき</p>	<p>次に掲げる消費性能確保計画に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 82,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え、2,000平</p>

		<p>方メートル以下のとき 136,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 218,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 284,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 341,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 399,000円</p>
(3) 消費性能確保計画に係る建築物の用途が工場等の用途である場合（基準省令第1条第1項第1号イに定める基準による評価方法によるものに限る。）	消費性能確保計画の提出1件につき	<p>次に掲げる消費性能確保計画に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ, それぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 20,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 42,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 89,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 133,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 165,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 204,000円</p>
(4) 消費性能確保計画に係る建築物の用途	消費性能	次に掲げる消費性能確保計画に係る一の建築物の床面積の

	<p>が工場等の用途である場合（基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準による評価方法によるものに限る。）</p>	<p>確保計画の提出1件につき</p>	<p>合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額  ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき  20,000円  イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え、 2,000平方メートル以下のとき  42,000円  ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、 5,000平方メートル以下のとき  89,000円  エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以下のとき  133,000円  オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、 25,000平方メートル以下のとき  165,000円  カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき  204,000円</p>
<p>2 法第12条第2項後段または第13条第3項後段の規定に基づく消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定および建築物のエネルギー</p>	<p>(1) 消費性能確保計画の変更に係る建築物の用途が工場等以外の用途である場合（基準省令第1条第1項第1号イに定める基準による評価方法によるものに限る。）</p>	<p>消費性能確保計画の提出または軽微な変更に関する証明書の交付の申請1件につき</p>	<p>次に掲げる消費性能確保計画の変更に係る一の建築物の床面積（当該消費性能確保計画の変更に係る特定建築行為が増築または改築である場合にあっては、当該増築または改築に係る部分の床面積に限る。以下この2（1）の項から2（4）の項までにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額  ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき  111,000円  イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え、 2,000平方メートル以下のとき  183,000円  ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、 5,000平方メートル以下のとき  279,000円  エ 床面積の合計が 5,000平方</p>

<p>ギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付</p>		<p>方メートルを超え，10,000平方メートル以下のとき 356,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え，25,000平方メートル以下のとき 425,000円 カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 492,000円</p>
	<p>(2) 消費性能確保計画の変更に係る建築物の用途が工場等以外の用途である場合（基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準による評価方法によるものに限る。）</p>	<p>消費性能確保計画の提出または軽微な変更に関する証明書の交付の申請1件につき</p> <p>次に掲げる消費性能確保計画の変更に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 47,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え，2,000平方メートル以下のとき 82,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え，5,000平方メートル以下のとき 147,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え，10,000平方メートル以下のとき 201,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え，25,000平方メートル以下のとき 245,000円 カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 293,000円</p>
	<p>(3) 消費性能確保計画の変更に係る建築物の用途が工場等の用途である場合（基準省令第1条第1項第1号イに定める基準による評価方法によるものに限る。）</p>	<p>消費性能確保計画の提出または軽微な変更</p> <p>次に掲げる消費性能確保計画の変更に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 16,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え，2,000平</p>

			更に 関す る証 明書 の交 付の 申請 1件 につ き	<p>方メートル以下のとき 32,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 83,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 126,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 157,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 195,000円</p>
	(4) 消費性能確保計画の変更に係る建築物の用途が工場等の用途である場合（基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準による評価方法によるものに限る。）		消費性能確保計画の提出または軽微な変更に関する証明書の交付の申請1件につき	<p>次に掲げる消費性能確保計画の変更に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ, それぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 16,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 32,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 83,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 126,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 157,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 195,000円</p>
3 法第29条第	(1) 次に掲げる認定	一の住戸を単位と	申請1件	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物における住戸の部

<p>1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同条第3項各号に掲げる事項が記載されているものを除く。以下この表（備考第9項から第11項までを除く。）において同じ。）の認定（法第30条第2項の規定による申出がない場合に限る。）および法第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る</p>	<p>の申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める者による認定に係る技術的審査または法第12条第1項もしくは第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定（建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する検査済証の交付を受けたものに限る。）もしくは法第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（建築基準法に規定する検査済証の交付を受けたものに限る。）</p>	<p>した認定（基準省令第1条第1項第2号イ（1）および同号ロ（1）または第10条第2号に定める基準（以下この表において「性能基準」という。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「住戸単位性能基準認定」という。）</p>	<p>につき</p>	<p>分の申請対象戸数（当該申請において住戸単位性能基準認定の申請の対象とされている住戸の戸数をいう。以下この表において同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住戸単位性能基準手数料額」という。）</p> <p>ア 申請対象戸数が1のとき 34,000円</p> <p>イ 申請対象戸数が2以上4以下のとき 66,000円</p> <p>ウ 申請対象戸数が5以上15以下のとき 108,000円</p> <p>エ 申請対象戸数が16以上45以下のとき 182,000円</p> <p>オ 申請対象戸数が46以上のとき 259,000円</p>
		<p>一の住戸を単位とした認定（基準省令第1条第1項第2号イ（2）（i）および同号ロ（2）に定める基準（以下この表において「モデル住宅法」という。）による評</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住戸単位モデル住宅法手数料額」という。） 19,000円</p>

認定	<p>もしくは都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（建築基準法に規定する検査済証の交付を受けたものに限る。）（以下この表においてこれを「評価機関審査等」という。）を受けていないもの</p> <p>ア 住宅の用途のみに供する建築物登録建築物エネルギー消費性能判定機関（法第15条第1項に規定する登録建築物エネ</p>	<p>価方法によるものに限る。）（以下この表において「住戸単位モデル住宅法認定」という。）</p>		
	<p>一の住戸を単位とした認定（基準省令第1条第1項第2号イ（3）および同号ロ（3）に定める基準（以下この表において「仕様基準」という。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「住戸単位仕様基準認定」という。）</p>	申請1件につき	次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住戸単位仕様基準手数料額」という。） 19,000円	
	<p>共同住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定（性能基準（</p>	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査共同住宅性能基準共用部分評価手数料額」という。） ア 床面積の合計が 300平方	

<p>ルギー消費性能判定機関をいう。イにおいて同じ。) または登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能</p>	<p>基準省令第5条第3項第1号または第12条第2項第1号に掲げる住宅に係るものに限る。)による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「共同住宅単</p>	<p>メートル以下のとき 66,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 108,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 182,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき 259,000円</p>
<p>評価機関をいう。) イ アに掲げる建築物以外の建築物登録建築物エネルギー消費性能判定機関</p>	<p>共同住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定(性能基準(基準省令第5条第3項第2号または第12条第2項第2号に掲げる住宅に係るものに限る。))による評価方法によるものに限る。)(以下こ</p>	<p>申請1件につき 次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積(当該建築物の共用部分(共同住宅の用途に供する部分のうち、住戸の部分以外の部分をいう。以下この表において同じ。)の床面積を除く。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関未審査共同住宅性能基準共用部分非評価手数料額」という。) ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 66,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 108,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 182,000円</p>



		<p>の表において「共同住宅単位性能基準共用部分非評価認定」という。)</p>		<p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超えるとき 259,000円</p>
		<p>共同住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定（基準省令第1条第1項第2号イ（2）（ii）および同号ロ（2）に定める基準（以下この表において「フロア入力法」という。）（基準省令第5条第3項第1号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「共同住宅単位フロア入力法共</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査共同住宅フロア入力法共用部分評価手数料額」という。）</p> <p>ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 33,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 55,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 97,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超えるとき 145,000円</p>

		用部分評価認定」という。)		
		共同住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定（フロア入力法（基準省令第5条第3項第2号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「共同住宅単位フロア入力法共用部分非評価認定」という。）	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査共同住宅フロア入力法共用部分非評価手数料額」という。） ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 33,000円 イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え、 2,000平方メートル以下のとき 55,000円 ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、 5,000平方メートル以下のとき 97,000円 エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超えるとき 145,000円
		共同住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定（仕様基準による評価方法によるものに限る。）（以下こ	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査共同住宅仕様基準手数料額」という。） ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 33,000円 イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え、 2,000平

<p>の表において「共同住宅単位仕様基準認定」という。)</p>		<p>方メートル以下のとき 55,000円 ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 97,000円 エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超えるとき 145,000円</p>
<p>住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定(基準省令第1条第1項第1号イまたは第10条第1号イ(1)および同号ロ(1)に定める基準(以下この表において「標準入力法等」という。))による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「非住宅建築物単位標準入力法等認定」という。)</p>	<p>申請 1件 につき</p>	<p>次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ, それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関未審査非住宅標準入力法等手数料額」という。) ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 210,000円 イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 338,000円 ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 482,000円 エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 593,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 700,000円 カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 798,000円</p>
<p>住宅以外</p>	<p>申請</p>	<p>次に掲げる認定の申請に係る</p>

	<p>の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定（基準省令第1条第1項第1号ロまたは第10条第1号イ（2）および同号ロ（2）に定める基準（以下この表において「モデル建物法」という。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「非住宅建築物単位モデル建物法認定」という。）</p>	<p>1件につき</p>	<p>一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査非住宅モデル建物法手数料額」という。）</p> <p>ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 82,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 136,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 218,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 284,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 341,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 399,000円</p>
	<p>住宅以外の用途に供する一の建築物（住宅の用途に供する部分があるものに限る。以下この表において「複合</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。アからカまでにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位性能基準認定の申請の場合にあっては評価機関未審査住戸単位性能基準手数料額とを、住戸単位モデル住宅法認定の申請の</p>

住宅建築物」という。)を単位とした認定(標準入力法等による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「複合住宅単位標準入力法等認定」という。)

場合にあつては評価機関未審査住戸単位モデル住宅法手数料額とを、住戸単位仕様基準認定の申請の場合にあつては評価機関未審査住戸単位仕様基準手数料額とを、共同住宅単位性能基準共用部分評価認定の申請の場合にあつては当該住宅の用途に供する部分の床面積により算定した評価機関未審査共同住宅性能基準共用部分評価手数料額とを、共同住宅単位性能基準共用部分非評価認定の申請の場合にあつては当該住宅の用途に供する部分の床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した評価機関未審査共同住宅性能基準共用部分非評価手数料額とを、共同住宅単位フロア入力法共用部分評価認定の申請の場合にあつては当該住宅の用途に供する部分の床面積により算定した評価機関未審査共同住宅フロア入力法共用部分評価手数料額とを、共同住宅単位フロア入力法共用部分非評価認定の申請の場合にあつては当該住宅の用途に供する部分の床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した評価機関未審査共同住宅フロア入力法共用部分非評価手数料額とを、共同住宅単位仕様基準認定の申請の場合にあつては当該住宅の用途に供する部分の床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した評価機関未審査共同住宅仕様基準手数料額とを合算した額(以下この表において「評価機関未審査複合住宅標準入力法等手数料額」という。)

ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき

				<p>210,000円 イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき</p> <p>338,000円 ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき</p> <p>482,000円 エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき</p> <p>593,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき</p> <p>700,000円 カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき</p> <p>798,000円</p>
		<p>複合住宅建築物を単位とした認定（モデル建物法による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合住宅単位モデル建物法認定」という。）</p>	<p>申請 1 件 につき</p>	<p>次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。アからカまでにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位性能基準認定の申請の場合にあっては評価機関未審査住戸単位性能基準手数料額とを、住戸単位モデル住宅法認定の申請の場合にあっては評価機関未審査住戸単位モデル住宅法手数料額とを、住戸単位仕様基準認定の申請の場合にあっては評価機関未審査住戸単位仕様基準手数料額とを、共同住宅単位性能基準共用部分評価認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積により算定した評価機関未審査共同住宅性能基準共用部分評価手数料額とを、共同住宅単位性能基準共用部分非評価認定の申請の場合にあ</p>

っては当該住宅の用途に供する部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査共同住宅性能基準共用部分非評価手数料額とを，共同住宅単位フロア入力法共用部分評価認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積により算定した評価機関未審査共同住宅フロア入力法共用部分評価手数料額とを，共同住宅単位フロア入力法共用部分非評価認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査共同住宅フロア入力法共用部分非評価手数料額とを，共同住宅単位仕様基準認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査共同住宅仕様基準手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査複合住宅モデル建物法手数料額」という。）

ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき

82,000円

イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え，2,000平方メートル以下のとき

136,000円

ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え，5,000平方メートル以下のとき

218,000円

エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え，10,000平方メートル以下のとき

284,000円

			<p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 341,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 399,000円</p>
(2) 評価機関審査等を受けたもの	住戸単位性能基準認定	申請1件につき	<p>次に掲げる認定の申請に係る一の建築物における住戸の部分の申請対象戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済住戸単位性能基準手数料額」という。）</p> <p>ア 申請対象戸数が1のとき 7,000円</p> <p>イ 申請対象戸数が2以上4以下のとき 11,000円</p> <p>ウ 申請対象戸数が5以上15以下のとき 21,000円</p> <p>エ 申請対象戸数が16以上45以下のとき 44,000円</p> <p>オ 申請対象戸数が46以上のとき 76,000円</p>
	住戸単位モデル住宅法認定	申請1件につき	次に定める額（以下この表において「評価機関審査済住戸単位モデル住宅法手数料額」という。） 7,000円
	住戸単位仕様基準認定	申請1件につき	次に定める額（以下この表において「評価機関審査済住戸単位仕様基準手数料額」という。） 7,000円
	共同住宅単位性能基準共用部分評価認定	申請1件につき	<p>次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済共同住宅性能基準共用部分評価手数料額」という。）</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 11,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方</p>



			<p>メートルを超え， 2,000平方メートル以下のとき 21,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え， 5,000平方メートル以下のとき 44,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超えるとき 76,000円</p>
共同住宅 単位性能 基準共用 部分非評 価認定	申請 1件 につ き	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済共同住宅性能基準共用部分非評価手数料額」という。）	<p>ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 11,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え， 2,000平方メートル以下のとき 21,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え， 5,000平方メートル以下のとき 44,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超えるとき 76,000円</p>
共同住宅 単位フロ ア入力法 共用部分 評価認定	申請 1件 につ き	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済共同住宅フロア入力法共用部分評価手数料額」という。）	<p>ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 11,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え， 2,000平方メートル以下のとき</p>

		<p>21,000円 ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき</p> <p>44,000円 エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超えるとき</p> <p>76,000円</p>
共同住宅 単位フロ ア入力法 共用部分 非評価認 定	申請 1件 につ き	<p>次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済共同住宅フロア入力法共用部分非評価手数料額」という。）</p> <p>ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 11,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 21,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 44,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超えるとき 76,000円</p>
共同住宅 単位仕様 基準認定	申請 1件 につ き	<p>次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済共同住宅仕様基準手数料額」という。）</p> <p>ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 11,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき</p>

		<p>21,000円 ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき</p> <p>44,000円 エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超えるとき</p> <p>76,000円</p>
非住宅建築物単位標準入力法等認定	申請1件につき	<p>次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ, それぞれ次に定める額 (以下この表において「評価機関審査済非住宅標準入力法等手数料額」という。)</p> <p>ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき</p> <p>11,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき</p> <p>27,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき</p> <p>76,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき</p> <p>119,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき</p> <p>149,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき</p> <p>186,000円</p>
非住宅建築物単位モデル建物法認定	申請1件につき	<p>次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ, それぞれ次に定める額 (以下この表において「評価機関審査済非住宅モデル建物法手数料額」という。)</p> <p>ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき</p>

				<p>11,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき</p> <p>27,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき</p> <p>76,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき</p> <p>119,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき</p> <p>149,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき</p> <p>186,000円</p>
		複合住宅 単位標準 入力法等 認定	申請 1件 につ き	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。アからカまでにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位性能基準認定の申請の場合にあっては評価機関審査済住戸単位性能基準手数料額とを、住戸単位モデル住宅法認定の申請の場合にあっては評価機関審査済住戸単位モデル住宅法手数料額とを、住戸単位仕様基準認定の申請の場合にあっては評価機関審査済住戸単位仕様基準手数料額とを、共同住宅単位性能基準共用部分評価認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積により算定した評価機関審査済共同住宅性能基準共用部分評価手数料額とを、共同住宅単位性能基準共用部分非評価認定の申請の場合にあ

っては当該住宅の用途に供する部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済共同住宅性能基準共用部分非評価手数料額とを，共同住宅単位フロア入力法共用部分評価認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積により算定した評価機関審査済共同住宅フロア入力法共用部分評価手数料額とを，共同住宅単位フロア入力法共用部分非評価認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済共同住宅フロア入力法共用部分非評価手数料額とを，共同住宅単位仕様基準認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済共同住宅仕様基準手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合住宅標準入力法等手数料額」という。）

ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき

11,000円

イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え，2,000平方メートル以下のとき

27,000円

ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え，5,000平方メートル以下のとき

76,000円

エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え，10,000平方メートル以下のとき

119,000円

		<p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 149,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 186,000円</p>
複合住宅 単位モデル 建物法 認定	申請 1件 につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。アからカまでにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位性能基準認定の申請の場合にあっては評価機関審査済住戸単位性能基準手数料額とを、住戸単位モデル住宅法認定の申請の場合にあっては評価機関審査済住戸単位モデル住宅法手数料額とを、住戸単位仕様基準認定の申請の場合にあっては評価機関審査済住戸単位仕様基準手数料額とを、共同住宅単位性能基準共用部分評価認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積により算定した評価機関審査済共同住宅性能基準共用部分評価手数料額とを、共同住宅単位性能基準共用部分非評価認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済共同住宅性能基準共用部分非評価手数料額とを、共同住宅単位フロア入力法共用部分評価認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積により算定した評価機関審査済共同住宅フロア入力法共用部分評価手数料額とを、共同住宅単位フロア

				<p>入力法共用部分非評価認定の申請の場合にあつては当該住宅の用途に供する部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済共同住宅フロア入力法共用部分非評価手数料額とを，共同住宅単位仕様基準認定の申請の場合にあつては当該住宅の用途に供する部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済共同住宅仕様基準手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合住宅モデル建物法手数料額」という。）</p> <p>ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 11,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え， 2,000平方メートル以下のとき 27,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え， 5,000平方メートル以下のとき 76,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え， 10,000平方メートル以下のとき 119,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え， 25,000平方メートル以下のとき 149,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 186,000円</p>
4 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー	(1) 評価機関審査等を受けていないもの	住戸単位性能基準認定	申請1件につき	認定の申請に係る一の建築物について函館市建築基準条例第60条の12第1項および第2項の規定により確認の申請1件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額（当該認定の申請に係る計

ギー消費性能向上計画の認定（法第30条第2項の規定による申出がある場合に限る。）

			面に、同条第1項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあつては、当該昇降機1基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額（以下この表において「確認申請手数料相当額」という。）と評価機関未審査住戸単位性能基準手数料額とを合算した額
	共同住宅 単位性能 基準共用 部分評価 認定	申請 1件に つき	確認申請手数料相当額と評価機関未審査共同住宅性能基準共用部分評価手数料額とを合算した額
	共同住宅 単位性能 基準共用 部分非評 価認定	申請 1件に つき	確認申請手数料相当額と評価機関未審査共同住宅性能基準共用部分非評価手数料額とを合算した額
	非住宅建 築物単位 標準入力 法等認定	申請 1件に つき	確認申請手数料相当額と評価機関未審査非住宅標準入力法等手数料額とを合算した額
	非住宅建 築物単位 モデル建 物法認定	申請 1件に つき	確認申請手数料相当額と評価機関未審査非住宅モデル建物法手数料額とを合算した額
	複合住宅 単位標準 入力法等 認定	申請 1件に つき	確認申請手数料相当額と評価機関未審査複合住宅標準入力法等手数料額とを合算した額
	複合住宅 単位モデ ル建物法 認定	申請 1件に つき	確認申請手数料相当額と評価機関未審査複合住宅モデル建物法手数料額とを合算した額
(2) 評価機関審査等を受けた	住戸単位 性能基準 認定	申請 1件に つ	確認申請手数料相当額と評価機関審査済住戸単位性能基準手数料額とを合算した額



	もの		き	
		共同住宅 単位性能 基準共用 部分評価 認定	申請 1件 につ き	確認申請手数料相当額と評価 機関審査済共同住宅性能基準 共用部分評価手数料額とを合 算した額
		共同住宅 単位性能 基準共用 部分非評 価認定	申請 1件 につ き	確認申請手数料相当額と評価 機関審査済共同住宅性能基準 共用部分非評価手数料額とを 合算した額
		非住宅建 築物単位 標準入力 法等認定	申請 1件 につ き	確認申請手数料相当額と評価 機関審査済非住宅標準入力法 等手数料額とを合算した額
		非住宅建 築物単位 モデル建 物法認定	申請 1件 につ き	確認申請手数料相当額と評価 機関審査済非住宅モデル建物 法手数料額とを合算した額
		複合住宅 単位標準 入力法等 単位認定	申請 1件 につ き	確認申請手数料相当額と評価 機関審査済複合住宅標準入力 法等手数料額とを合算した額
		複合住宅 単位モデ ル建物法 認定	申請 1件 につ き	確認申請手数料相当額と評価 機関審査済複合住宅モデル建 物法手数料額とを合算した額
5 法第 31条第 1項の 規定に 基づく 認定を 受けた 建築物 エネルギー消費性能 向上計 画の変	(1) 評価機 関審査等 を受けて いないも の	一の住戸 を単位と した性能 基準によ る評価方 法による 変更の認 定（以下 この表に おいて「 住戸単位 性能基準 変更認定」	申請 1件 につ き	次に掲げる変更の認定の申請 に係る一の建築物における住 戸の部分の変更申請対象戸数 （当該申請において住戸単位 性能基準変更認定の申請の対 象とされている住戸の戸数を いう。以下この表において同 じ。）の区分に応じ、それぞ れ次に定める額（以下この表 において「評価機関未審査住 戸単位性能基準変更手数料額」 という。） ア 変更申請対象戸数が1の

<p>更の認定（同条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出がない場合に限る、建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定を申請する場合を除く。）</p>	<p>という。)</p>	<p>とき</p> <p>イ 変更申請対象戸数が2以上4以下のとき 21,000円</p> <p>ウ 変更申請対象戸数が5以上15以下のとき 39,000円</p> <p>エ 変更申請対象戸数が16以上45以下のとき 64,000円</p> <p>オ 変更申請対象戸数が46以上のとき 113,000円</p> <p>カ 変更申請対象戸数が46以上のとき 168,000円</p>	
	<p>共同住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした性能基準（基準省令第12条第2項第1号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法による変更の認定（以下この表において「共同住宅単位性能基準共用部分評価変更認定」という。）</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査共同住宅性能基準共用部分評価変更手数料額」という。）</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 39,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 64,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 113,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき 168,000円</p>
	<p>共同住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした性能基準（基準省</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査共同住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額」</p>

		<p>令第12条第2項第2号に掲げる住宅に係るものに限る。)による評価方法による変更の認定(以下この表において「共同住宅単位性能基準共用部分非評価変更認定」という。)</p>		<p>という。)</p> <p>ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 39,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 64,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 113,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超えるとき 168,000円</p>
		<p>住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした標準入力法等による評価方法による変更の認定(以下この表において「非住宅建築物単位標準入力法等変更認定」という。)</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ, それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関未審査非住宅標準入力法等変更手数料額」という。)</p> <p>ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 111,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 183,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 279,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 356,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 425,000円</p>

		カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 492,000円
住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位としたモデル建物法による評価方法による変更の認定（以下この表において「非住宅建築物単位モデル建物法変更認定」という。）	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査非住宅モデル建物法変更手数料額」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 47,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 82,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 147,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 201,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 245,000円 カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 293,000円
複合住宅建築物を単位とした標準入力法等による評価方法による変更の認定（以下この表において「複合住宅単位標	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。アからカまでにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位性能基準変更認定の申請の場合にあっては評価機関未審査住戸単位性能基準変更手数料額とを、共同住宅単位性能基準共用部分評価変更認定の

		<p>準入力法等変更認定」という。) )</p>	<p>申請の場合にあつては当該住宅の用途に供する部分の床面積により算定した評価機関未審査共同住宅性能基準共用部分評価変更手数料額とを、共同住宅単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあつては当該住宅の用途に供する部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査共同住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査複合住宅標準入力法等変更手数料額」という。）</p> <p>ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 111,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え、 2,000平方メートル以下のとき 183,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、 5,000平方メートル以下のとき 279,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以下のとき 356,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、 25,000平方メートル以下のとき 425,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 492,000円</p>
	<p>複合住宅建築物を単位としたモデル建物法による評価</p>	<p>申請 1 件につき</p>	<p>次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。アからカまでにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める</p>

	<p>方法による変更の認定（以下この表において「複合住宅単位モデル建物法変更認定」という。）</p>		<p>額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位性能基準変更認定の申請の場合にあつては評価機関未審査住戸単位性能基準変更手数料額とを、共同住宅単位性能基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあつては当該住宅の用途に供する部分の床面積により算定した評価機関未審査共同住宅性能基準共用部分評価変更手数料額とを、共同住宅単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあつては当該住宅の用途に供する部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査共同住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査複合住宅モデル建物法変更手数料額」という。）</p> <p>ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 47,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 82,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 147,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 201,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 245,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 293,000円</p>
(2) 評価機	住戸単位	申請	次に掲げる変更の認定の申請

関審査等を受けたもの	性能基準変更認定	1件につき	に係る一の建築物における住戸の部分の変更申請対象戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済住戸単位性能基準変更手数料額」という。） ア 変更申請対象戸数が1のとき 7,000円 イ 変更申請対象戸数が2以上4以下のとき 11,000円 ウ 変更申請対象戸数が5以上15以下のとき 21,000円 エ 変更申請対象戸数が16以上45以下のとき 44,000円 オ 変更申請対象戸数が46以上のとき 76,000円
	共同住宅単位性能基準共用部分評価変更認定	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済共同住宅性能基準共用部分評価変更手数料額」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 11,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 21,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 44,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき 76,000円
	共同住宅単位性能基準共用部分非評価変更認定	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価

			<p>機関審査済共同住宅性能基準 共用部分非評価変更手数料額 という。)</p> <p>ア 床面積の合計が 300平方 メートル以下のとき 11,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300平方 メートルを超え, 2,000平 方メートル以下のとき 21,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平 方メートルを超え, 5,000 平方メートル以下のとき 44,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平 方メートルを超えるとき 76,000円</p>
非住宅建 築物単位 標準入力 法等変更 認定	申請 1件 につ き	次に掲げる変更の認定の申請 に係る一の建築物の床面積の 合計の区分に応じ, それぞれ 次に定める額 (以下この表に おいて「評価機関審査済非住 宅標準入力法等変更手数料額」 という。) <p>ア 床面積の合計が 300平方 メートル以下のとき 11,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300平方 メートルを超え, 2,000平 方メートル以下のとき 27,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平 方メートルを超え, 5,000 平方メートル以下のとき 76,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平 方メートルを超え, 10,000 平方メートル以下のとき 119,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平 方メートルを超え, 25,000 平方メートル以下のとき 149,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平 方メートルを超えるとき</p>	



		186,000円
非住宅建築物単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅モデル建物法変更手数料額」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 11,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 27,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 76,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 119,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 149,000円 カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 186,000円
複合住宅単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。アからカまでにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位性能基準変更認定の申請の場合にあっては評価機関審査済住戸単位性能基準変更手数料額とを、共同住宅単位性能基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面

				<p>積により算定した評価機関審査済共同住宅性能基準共用部分評価変更手数料額とを、共同住宅単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあつては当該住宅の用途に供する部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済共同住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合住宅標準入力法等変更手数料額」という。）</p> <p>ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 11,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 27,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 76,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 119,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 149,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 186,000円</p>
	複合住宅 単位モデル 建物法 変更認定	申請 1件 につき		次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。アからカまでにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単

				<p>位性能基準変更認定の申請の場合にあつては評価機関審査済住戸単位性能基準変更手数料額とを，共同住宅単位性能基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあつては当該住宅の用途に供する部分の床面積により算定した評価機関審査済共同住宅性能基準共用部分評価変更手数料額とを，共同住宅単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあつては当該住宅の用途に供する部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済共同住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合住宅モデル建物法変更手数料額」という。）</p> <p>ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 11,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え，2,000平方メートル以下のとき 27,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え，5,000平方メートル以下のとき 76,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え，10,000平方メートル以下のとき 119,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え，25,000平方メートル以下のとき 149,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 186,000円</p>
6 法第31条第	(1) 評価機関審査等	住戸単位性能基準	申請1件	変更の認定の申請に係る一の建築物について函館市建築基

<p>1項の規定に基づく認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（同条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出がある場合に限り、建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定を申請する場合を除く。）</p>	を受けていないもの	変更認定	につき	<p>準条例第60条の12第1項および第2項の規定により確認の申請1件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額（当該変更の認定の申請に係る計画に、同条第1項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあっては、当該昇降機1基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額）（以下この表において「確認申請変更手数料相当額」という。）と評価機関未審査住戸単位性能基準変更手数料額とを合算した額</p>
		共同住宅 単位性能 基準共用 部分評価 変更認定	申請 1件 につき	<p>確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査共同住宅性能基準共用部分評価変更手数料額とを合算した額</p>
		共同住宅 単位性能 基準共用 部分非評価 変更認定	申請 1件 につき	<p>確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査共同住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額とを合算した額</p>
		非住宅建 築物単位 標準入力 法等変更 認定	申請 1件 につき	<p>確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査非住宅標準入力法等変更手数料額とを合算した額</p>
		非住宅建 築物単位 モデル建 物法変更 認定	申請 1件 につき	<p>確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査非住宅モデル建物法変更手数料額とを合算した額</p>
		複合住宅 単位標準 入力法等 変更認定	申請 1件 につき	<p>確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査複合住宅標準入力法等変更手数料額とを合算した額</p>
		複合住宅	申請	<p>確認申請変更手数料相当額と</p>

	単位モデル建物法変更認定	1件につき	評価機関未審査複合住宅モデル建物法変更手数料額とを合算した額
(2) 評価機関審査等を受けたもの	住戸単位性能基準変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済住戸単位性能基準変更手数料額とを合算した額
	共同住宅単位性能基準共用部分評価変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済共同住宅性能基準共用部分評価変更手数料額とを合算した額
	共同住宅単位性能基準共用部分非評価変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済共同住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額とを合算した額
	非住宅建築物単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済非住宅標準入力法等変更手数料額とを合算した額
	非住宅建築物単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済非住宅モデル建物法変更手数料額とを合算した額
	複合住宅単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済複合住宅標準入力法等変更手数料額とを合算した額
	複合住宅単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済複合住宅モデル建物法変更手数料額とを合算した額
	7 法第31条第1項の規定に基づく認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認		申請1件につ

定（建築物の新築等に関する工 事の着手予定時期または完了予 定時期のみの変更の認定を申請 する場合に限る。）	き	
---	---	--

備 考

- 1 同一の建築物に係る法第12条第1項または第13条第2項の規定に基づき建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る消費性能確保計画の提出があった場合において、当該消費性能確保計画がこの表の1（1）の項または1（2）の項による判定と、この表の1（3）の項または1（4）の項による判定とを併せてするものであるときの当該提出に係る手数料の額は、この表の1（1）の項または1（2）の項による判定に係る手数料の額に相当する額とする。
- 2 同一の建築物に係る法第12条第2項後段もしくは第13条第3項後段の規定に基づき建築物エネルギー消費性能適合性判定または建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定に基づき軽微な変更に関する証明書の交付に係る消費性能確保計画の変更があった場合において、当該消費性能確保計画の変更がこの表の2（1）の項または2（2）の項による判定または証明書の交付と、この表の2（3）の項または2（4）の項による判定または証明書の交付とを併せてするものであるときの当該変更に係る消費性能確保計画の提出または証明書の交付の申請に係る手数料の額は、この表の2（1）の項または2（2）の項による判定または証明書の交付に係る手数料の額に相当する額とする。
- 3 同一の建築物（法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている建築物エネルギー消費性能向上計画に係るものを除く。次項から第6項までにおいて同じ。）に係る認定の申請があった場合において、当該申請がこの表の3（1）の項、3（2）の項、4（1）の項または4（2）の項のそれぞれの項における共同住宅単位性能基準共用部分評価認定と住戸単位性能基準認定とを併せてし、または共同住宅単位性能基準共用部分非評価認定と住戸単位性能基準認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における共同住宅単位性能基準共用部分評価認定または共同住宅単位性能基準共用部分非評価認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。
- 4 同一の建築物に係る認定の申請があった場合において、当該申請がこの表の3（1）の項、3（2）の項、4（1）の項または4（2）の項のそ

それぞれの項における複合住宅単位標準入力法等認定（住宅部分に係る評価方法が性能基準による評価方法であるものに限る。）と住戸単位性能基準認定または非住宅建築物単位標準入力法等認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合住宅単位標準入力法等認定の申請に係る手数料の額に相当する額とし、当該申請がこの表の3（1）の項、3（2）の項、4（1）の項または4（2）の項のそれぞれの項における複合住宅単位モデル建物法認定（住宅部分に係る評価方法が性能基準による評価方法であるものに限る。）と住戸単位性能基準認定または非住宅建築物単位モデル建物法認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合住宅単位モデル建物法認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。

- 5 同一の建築物に係る変更の認定の申請があった場合において、当該申請がこの表の5（1）の項、5（2）の項、6（1）の項または6（2）の項のそれぞれの項における共同住宅単位性能基準共用部分評価変更認定と住戸単位性能基準変更認定とを併せてし、または共同住宅単位性能基準共用部分非評価変更認定と住戸単位性能基準変更認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における共同住宅単位性能基準共用部分評価変更認定または共同住宅単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。
- 6 同一の建築物に係る変更の認定の申請があった場合において、当該申請がこの表の5（1）の項、5（2）の項、6（1）の項または6（2）の項のそれぞれの項における複合住宅単位標準入力法等変更認定と住戸単位性能基準変更認定または非住宅建築物単位標準入力法等変更認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合住宅単位標準入力法等変更認定の申請に係る手数料の額に相当する額とし、当該申請がこの表の5（1）の項、5（2）の項、6（1）の項または6（2）の項のそれぞれの項における複合住宅単位モデル建物法変更認定と住戸単位性能基準変更認定または非住宅建築物単位モデル建物法変更認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合住宅単位モデル建物法変更認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。
- 7 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定または法第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能

に係る認定の申請が、基準省令第1条第1項第1号ただし書もしくは同項第2号ただし書または第10条第1号ただし書もしくは同条第2号ただし書に該当するものであるときは、評価機関審査等を受けたものとみなしてこの表の規定を適用する。

- 8 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請が、基準省令第10条第1号ただし書または同条第2号ただし書に該当するものであるときは、評価機関審査等を受けたものとみなしてこの表の規定を適用する。
- 9 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同条第3項各号に掲げる事項が記載されているものに限る。以下同じ。）の認定の申請に係る手数料の額は、この表の3（1）の項、3（2）の項、4（1）の項もしくは4（2）の項または第3項、第4項もしくは第7項の規定の例により、同条第3項に規定する申請建築物および同項に規定する他の建築物（次項において「他の建築物」という。）のそれぞれについて算定される額を合算した額とする。
- 10 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定の申請を除く。）であって、法第30条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に新たな建築物を他の建築物として記載するものに係る手数料の額は、この表の3（1）の項、3（2）の項、4（1）の項もしくは4（2）の項または第3項、第4項もしくは第7項の規定の例により、当該他の建築物について算定される額とする。
- 11 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（前項の規定による変更の認定の申請を除く。）に係る手数料の額は、この表の5（1）の項、5（2）の項、6（1）の項、6（2）の項もしくは7の項または第5項、第6項もしくは第8項の規定の例により、当該申請に係る一の建築物ごとに算定される額を合算した額とする。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。



2 改正後の別表第12および別表第13の規定は、この条例の施行の日以後にあった申請に係る手数料について適用し、同日前にあった申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

低炭素建築物新築等計画、建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定等に関する事務について、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部改正に伴いエネルギー消費性能の評価を共同住宅の共用部分を除外する等の方法により行う場合における手数料を定め、および規定を整備するため